

## ○ 本部長の職務代理について

(平成23年 7 月 14日 岩警第778号)

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

岩手県警察本部長の職務代理に関する規則（平成12年岩手県公安委員会規則第5号）第2条により、本部長及び警務部長に事故があるとき、又は本部長及び警務部長が欠けたときに本部長の職務を代理する部長は、警務部長を除く部長のうち警視正の階級の在級年数が長い部長とする。この場合において、警視正の在級年数が同じ部長が複数いるときは、岩手県警察本部組織条例（昭和29年岩手県条例第24号）第2条に定める順序とする。

なお、本部長の職務代理について（平成12年 7 月 18日付け岩警発第696号）は、廃止する。